

総務 常任委員会

石田 哲 委員長

**可決
すべき**

●高島市国民健康保険財政安定化資金貸付基金条例の一部を改正する条例案

基金の貸付額を1億円から4億円に、期間を平成26年3月31日から平成30年3月31日までに延長するものです。

現在、国保会計は、高齢化に伴う医療機関への受診回数の増加や、低所得者層の増加等による税収の減少、後期高齢者支援金や介護納付金の増加等により、平成25年度と平成26年度の2年間で4億600万円の赤字見込みとなっています。こうした赤字会計に対処するため、国民健康保険財政安定化資金貸付基金からの借り入れ

によって、2年間の歳入不足を補填し、国保財政の安定化を図ります。

審議の結果、基金額の増額と運用期間の延長を求める議案として、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

●高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

●高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

以上の二議案は、議員および特別職の職員が、公務のため県外に出張した場合に手当を支給するための改正です。

審議の結果、議員の手当については賛成多数で、特別職の職員の手当については全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

その他9議案についても、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

●高島市部設置条例の一部を改正する条例案

「市民環境部」を「市民生活部」と「環境部」に、「産業経済部」を「農林水産部」と「商工観光部」に改め、「上下水道部」を廃止するものです。

そのうち特に、「上下水道部」を「土木交通部」に包含する案件について、審議が集中しました。執行部の説明に対し委員から意見が出され当日採決をする事が難しく、後日、市長出席のもと改めて審査することに決定し延期となりました。

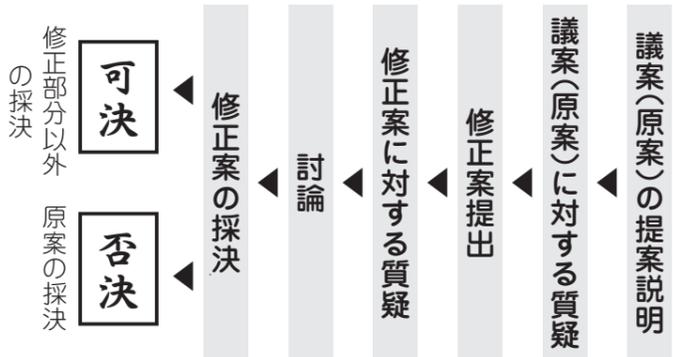
3月24日、市長に出席を求め委員会を開催し、市長の考え方について説明を受け再審査した結果、「土木交通部」を「土木上下水道部」と名称変更する一部修正案が緊急動議により提出されました。

採決の結果、修正案が賛成多数で「可決すべきもの」と決定しました。続いて、修正議決をした部分を除く原案の採決を行い、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

修正案……？

原案に修正を加えた議案を「修正案」といいます。

修正案が提出されると、これが可決された場合、修正部分のみが議決されたことになり、その後、修正部分を除く原案を採決します。



文教福祉 常任委員会

秋永 安次 委員長

**可決
すべき**

●高島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案

「障害者総合支援法」の改正により、該当する文言の整理を行うものであり、根拠となる法改正の内容や調査員の体制について質疑がありません。



▲高島市民病院

●平成25年度高島市病院事業会計資本剰余金の処分について

質疑においては、処分する機器類の中には耐用年数を超えて使用しているものもあり、その判断基準や方法、また日常の機器の管理や、全体の医療機器更新の考え方等について確認を行いました。

●高島市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

同じく「障害者総合支援法」の改正により、福祉医療費助成条例において引用する法律の条項のずれを改めるものです。

これについても、根拠となる法改正の内容を確認しました。

●高島市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例案

本年5月に新築移転する朽木診療所の所在地を改める条例の改正であり、診療所の医師確保に向けた状況について質疑があり、現在増員について調整中であるとの説明を受けました。



▲新朽木診療所

●高島市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

昨年10月より小・中学生の入院を対象に実施している医療費の自己負担分の助成について、本年10月より、通院を含め、すべての療養に拡大しようとするものです。

拡大の時期に併せて導入される「受給券」による助成方法の内容や、実施までの具体的スケジュールについて確認するとともに、委員からは、若者の定住促進にもつながるよう効果的なPRを図られたいとの意見が出されました。

●高島市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案

社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱については条例で定めるものとされたことによる必要な条項の改正であり、社会教育関係の他の審議会等との関係を中心に質疑が行われました。